

西宮防犯協会補助金及び甲子園防犯協会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮防犯協会及び甲子園防犯協会（以下「防犯協会」という。）が実施する犯罪を防止するための地域における対策及び市民の防犯意識の向上を図る啓発活動等の事業（以下「地域安全対策事業」という。）などに対し、この要綱に定めるもののほか、補助金等の取扱いに関する規則（昭和 58 年西宮市規則第 81 号）に基づき補助金を交付することによって、防犯協会及び市民自ら地域社会の防犯のため主体的に活動することを支援し、もって犯罪を防止し市民が安心して生活できる社会を築くことを目的とする。

(対象経費)

第2条 市長は、防犯協会が実施する事業のうち、次の各号に定める事業（以下「補助事業」という。）について交付する。

- (1) 地域安全対策事業
- (2) 前号のほか地域の防犯活動に必要と市長が認める事業

2 前項の補助金は、別表1に定める補助事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）について充てることができる。

3 別表1「対象外となる経費」のうち次の各号に定める経費は、別表1「補助対象経費(7)」に含めることができる。

- (1) 光熱水費
- (2) 備品購入費
- (3) 事務所使用(借上)料
- (4) 定期総会・理事会・役員会等に係る経費
- (5) 電話、FAX、インターネット、コピー機等のうち、その使用に係る基本料金(借上料含む)及び付加サービス料金
- (6) 兵庫県防犯協会連合会会費及び阪神防犯協会連合会会費
- (7) 上記のほか市長が運営に係る経費と判断するもの

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象経費を上限とし、毎年度予算の範囲内において市長が定める額とする。

2 補助対象経費の算定において、前条第3項に定める経費に基づくものは、同項に定める経費に次の係数を乗じて得た額（500円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときは、これを1,000円に切り上げる。）を上限とする。

平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
2分の1	3分の1	4分の1

(実績報告)

第4条 防犯協会は、毎年度5月末までに（補助事業が年度途中で完了したときは当該完了後60日以内に）、補助事業の実績その他必要な事項を記載した補助事業等実績報告書に、次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるものにあつては、その指定する期日までに提出することができる。

- (1) 決算書又は精算書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付の時期)

第5条 市長は、補助事業が完了した後、実績報告により確定した額を交付する。ただし、防犯協会（支部・分会を除く）が実施する補助事業であつて市長が必要と認めたときは、補助事業開始前であってもその全部又は一部を交付することができる。

(その他)

第6条 補助金交付にあたり、防犯協会が西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西宮市条例第67号）第2条に定める暴力団密接関係者に該当する場合は交付を行わない。

- 2 前項の確認のため、市長は、誓約書その他市長が必要と認める書類の提出を求めることができる。
- 3 市長は、防犯協会が第1項に該当すると判明したときは、補助金の交付の決定を取り消し、すでに交付された補助金の返還を命ずるものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(実施期日等)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

(実施期日等)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。
- 2 第2条第3項及び第3条第2項は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 平成32年3月31日までに申請された補助金に係る実績報告及び交付については、第4条及び第5条の規定は、前項の規定にかかわらず、同日後もなおその効力を有する。

別表1（第2条第2項関係）

補助対象経費	対象外となる経費
<p>(1) 講演・講習会、イベント及び啓発活動に係る次の経費</p> <p>ア 会場等借上料</p> <p>イ 看板・案内状・チラシ等作成(委託)料</p> <p>ウ 損害保険料</p> <p>エ 防犯グッズ購入費</p> <p>オ 切手・ハガキ・封筒等の郵送料</p> <p>カ 講師等謝金</p> <p>キ 講習会等の飲料費（必要最小限のお茶・水）</p> <p>ク 表彰状・楯・旗・トロフィー等</p> <p>(2) 防犯パトロール及び見守り活動に係る次の経費</p> <p>ア ステッカー等作成(委託)料</p> <p>イ パトロール活動等の飲料費（必要最小限のお茶・水）</p> <p>ウ パトロール関連用品購入費</p> <p>(3) 機関紙及び防犯情報広報紙の作成(委託)料及び郵送料</p> <p>(4) 上記(1)～(3)のために要する消耗品購入費</p> <p>(5) 補助事業に係る通信費のうち、電話・FAX・コピー機の使用に応じた費用</p> <p>(6) 支部活動の支援に係る経費であって、地域支部が行う防犯活動・防犯イベント等事業に対する防犯協会（支部・分会除く）の支援費用（ただし、事業経費の2分の1相当額を上限とする。）</p> <p>※事業全体の収支及び防犯協会の支援額を明確にすること</p> <p>(7) 上記のほか、防犯協会の事業実施に必要な経費で、市長が必要・適切と認めるもの</p>	<p>(1) 防犯協会の運営に係る経費（人件費、光熱水費、備品・消耗品購入費(補助対象経費を除く)、事務所使用(借上)料、定期総会・理事会・役員会等に係る経費、その他市長が運営に係る経費と判断するもの。）</p> <p>(2) 飲食費（補助対象経費を除く）</p> <p>(3) 電話、FAX、インターネット、コピー機等のうち、その使用に係る基本料金(借上料含む)及び付加サービス料金</p> <p>(4) 旅費交通費</p> <p>(5) 視察等関連費</p> <p>(6) 交際費・親睦関連費</p> <p>(7) 慶弔費</p> <p>(8) 他の補助金制度等による補助・助成等又は活動実施の報償・礼金等の対象となる事業の経費</p> <p>(9) 上記のほか社会通念上公金で賄うことが相応しくないもの</p>